

袖行第607号

令和5年8月21日

袖ヶ浦市行政改革推進委員会

会長 安枝 玲司 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

第7次行政改革大綱アクションプラン取組内容の変更
について（諮問）

袖ヶ浦市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第15号）第2条の規定により、下記のとおり貴委員会に諮問します。

記

1 諮問事項

本市では効率的・効果的な行政経営を確立するため、令和2年度を初年度とする第7次行政改革大綱を策定し、具体的な実施項目をアクションプランに掲げ推進しております。

取組みも3年目を迎え、これまでの進捗状況等の確認を行った結果、計画内容の見直しが必要となっております。

このため、令和5年度以降、目標達成に向けて推進できるようアクションプランに掲げた取組内容の変更について、諮問します。